



長野県報

10月5日(月)
令和 8 年
(2026年)
第748号

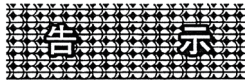
目 次

告 示

解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2

公 告

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT 振興課）	2
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	4
特定調達契約に係る落札者の決定（契約・検査課）	4
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	4
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	4
土地改良区役員の就退任の届出（2 件）（農地整備課）	5
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	6



長野県告示第400号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和 8 年10月 5 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 解除に係る保安林の所在場所
飯田市龍江9155 の 34 から 9155 の 37 まで、9174 の 106
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第401号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定を一部解除します。

令和 8 年10月 5 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 一部について指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称
上土岩
- 一部について指定を解除する区域
南佐久郡南相木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県安曇野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年10月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

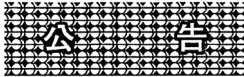
令和8年10月5日

長野県安曇野建設事務所長 林 春 樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊科大天井岳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市堀金烏川31番の67地先から 安曇野市堀金烏川16番の10地先まで	旧	m 4.3 ～ 13.7	km 0.6510
同 上	新	4.3 ～ 13.7	0.6510
		11.1 ～ 72.0	0.7690

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年10月5日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 松本市村井北複合計画
松本市村井町北二丁目632-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和ハウス工業株式会社
代表取締役社長 大友 浩嗣
大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号
株式会社ケーユー
代表取締役 井上 久尚
東京都町田市鶴間8-17-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
未定
株式会社スギ薬局
代表取締役 松浦 克典
愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4
株式会社アミーゴ